

事 務 連 絡
令和2年11月18日

地区薬剤師会 担当者 殿

公益社団法人東京都薬剤師会
副会長 高橋正夫

東京都医療機関・薬局等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等
支援事業（医療分）の東京都国民健康保険団体連合会を通じた申請について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年11月12日付け事務連絡にて、標記申請については下記のとおり延長される旨ご案内させていただきましたが、昨日、別紙のとおり、正式に東京都福祉保健局感染症対策部長から、これから全薬局に送付される案内チラシを添付した事務連絡が届きました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員薬局へのご連絡と、未申請の会員薬局へは申請もれがないよう改めてご周知の程よろしくお願い申し上げます。

記

申請期間

(変更前) 令和2年7月28日(火) から令和2年11月30日(月)

↓

(変更後) 令和2年7月28日(火) から令和2年12月28日(月)

担当事務局：薬局業務課

三浦・高橋・土谷

TEL:03-3294-0271

FAX:03-3294-7359

E-mail: gyomu@toyaku.or.jp

事務連絡
令和2年11月17日

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造 様

東京都福祉保健局感染症対策部長
武田 康弘

東京都医療機関・薬局等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等
支援事業（医療分）の東京都国民健康保険団体連合会を通じた申請について

日頃より、都の福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策に日々大変な御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、令和2年7月28日から同年11月30日まで東京都国民健康保険団体連合会を通じて申請を受け付けることとしておりましたが、この度、下記のとおり申請期間を延長することといたしました。

つきましては、貴会会員へ御周知いただき、感染拡大防止対策に御活用くださいますようお願いいたします。

記

1 申請期間

（変更前）

令和2年7月28日（火曜日）から令和2年11月30日（月曜日）

↓

（変更後）

令和2年7月28日（火曜日）から令和2年12月28日（月曜日）

2 事業内容・申請方法に関する問い合わせ先

東京都緊急包括支援事業医療分コールセンター

電話 044-959-2647

※電話受付時間：9時から18時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/shienkin.html>

申請期間を12月28日まで延長します。
まだ申請されていない場合は、12月28日
までに申請してください。

病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所の管理者の皆さまへ

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する経費（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等



詳細はHPをご覧ください。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

検索

→<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shienkin.html>

〈お問合せ先〉

東京都緊急包括支援事業医療分コールセンター
電話番号 044-959-2647（受付時間は平日9:00～18:00）